

令和2年(2020年)10月19日

保護者の皆様へ

大阪市立住吉中学校
校長 坂井 伸治

防寒着の着用について

清秋の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申しあげます。

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校では下記にしたがい、完全更衣の日より登下校時に防寒着の着用を認めております。その日の天候や体調に合わせて調節されるよう、お子さまへのご指導よろしくお願ひいたします。

なお、校舎内では着用しないように指導しております。

※ 今年度の完全更衣は11月2日(月)からです。

記

1. 着用を許可している物

(1)防寒着(通学服の上に着用するウインドブレーカーなど)

※ 華美でないもの。

※ 通学服の内側にセーターを着ることも可ですが、その際に外に出すなどの着用をしないこと。

(2)マフラー類

(3)手袋

(4)タイツ(色は黒、ベージュ)

※(1)～(3)の着用は登下校時のみとします。

教室では各自で保管し、イスにかける、カバンの中に入れることができるものを使用してください。

2. 女子の通学服については、学校指定のジャケットのみ着用することができます。

3. 着用を許可していないもの

(1)女子のスカートの下に長ズボン、ジャージをはくこと。

(2)通学服の中にフードつきの服を着用すること。

その他、疑問点がございましたら学校までお問い合わせください。